

2012年1月13日 全8頁

11年6月総会の定款変更

(監査役・監査役会編)

 資本市場調査部 制度調査課
 横山 淳

[要約]

- 2011年6月に開催された株主総会で、東証一部上場会社のうち238社(246議案)が定款変更を実施したことが確認できた。本稿ではそのうち「監査役、監査役会」に関するものを紹介する。
- 「監査役、監査役会」に関連しては54社が定款変更を行った。そのうち、社外監査役との責任限定契約を可能とする会社が多数を占めた(33社)。
- その他、補欠監査役(12社)、取締役会決議による責任免除(9社)、監査役の定員増員(7社)などもあった。

【目次】

| | |
|---------------------------------|---|
| はじめに | 1 |
| 1. 「監査役、監査役会」に関する定款変更の概要 | 3 |
| 2. 社外監査役との責任限定契約 | 3 |
| (1) 「社外監査役との責任限定契約」の新設と社外監査役の選任 | 4 |
| (2) 「社外監査役との責任限定契約」の導入理由 | 5 |
| (3) 損害賠償責任の限度額 | 5 |
| 3. 監査役の定員増員 | 6 |
| (1) 監査役の定員(上限)増員の理由 | 6 |
| (2) 監査役の定員(上限)増員数 | 6 |
| (3) 定款変更を受けた監査役の実人数の増加 | 6 |
| 4. 補欠監査役 | 7 |

はじめに

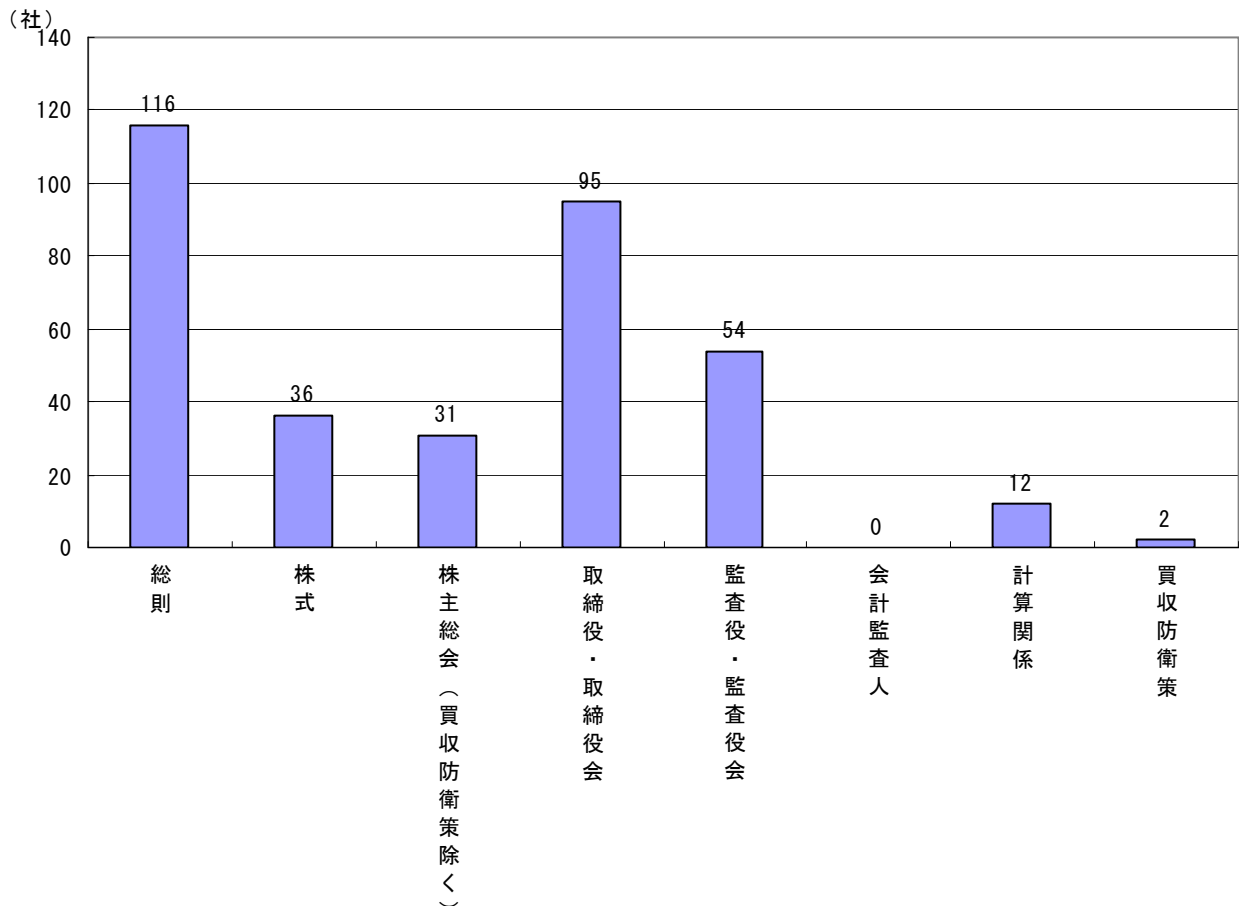
○2011年6月に開催された株主総会(臨時株主総会含む)で、東京証券取引所(以下、東証)第一部上場会社(内国会社)のうち238社(2010年は249社)が定款変更を実施したことが確認できた¹。

¹ 上場会社による適時開示情報の中から、「東京証券取引所(第一部)」の「内国会社」による「定款の変更」をスクリーニングし、そのうち2011年6月開催の株主総会に会社提案として議案提出されたものを抽出した(株主提案分については含大和証券グループ 株式会社大和総研 丸の内オフィス 〒100-6756 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースター)。
 このレポートは投資勧誘を意図して提供するものではありません。このレポートの掲載情報は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、記載された意見や予測等は作成時点のものであり今後予告なく変更されることがあります。株大和総研の親会社である株大和総研ホールディングスと大和証券キャピタル・マーケット(株)及び大和証券(株)は、株大和証券グループ本社を親会社とする大和証券グループの会社です。内容に関する一切の権利は株大和総研にあります。無断での複製・転載・転送等はご遠慮ください。

複数の定款変更議案を提出している会社もあるため、議案数は 246 議案（同 254 議案）となる。

○主要な項目別の会社数は図表 1 の通りである。なお、技術的な文言の修正や条文の移動のみの変更等については会社数に含めていない（以下、同じ）。

図表 1 2011 年 6 月総会での定款変更（東証一部内国会社）



(注) 議案数ベースでは、「株式」が 40 議案、「取締役・取締役会」が 96 議案となる。それ以外は、社数と議案数は同じである。

(出所) 各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○商号や事業目的など「総則」に関する定款変更を行った会社が 116 社（2010 年は 127 社）と最も多かった。次いで「取締役、取締役会」に関する定款変更が 95 社（同 111 社）であった。

○以下、「監査役、監査役会」（54 社（同 54 社））、「株式」（36 社（同 38 社））、「株主総会（買収防衛策除く）」（31 社（同 20 社））となっている。「買収防衛策」に関する定款変更を実施した会社は 2 社（同 8 社）に留まった。

○本稿では、これらのうち、「監査役、監査役会」に関する定款変更について紹介する。なお、「総

めていない）。事後的に定款変更議案が修正された旨の開示がなされた場合は、修正後の内容に従った。なお、今回の調査対象の中には、会社提案の定款変更議案が否決された例はなかった。

則」、「株式」、「株主総会（買収防衛策除く）」、「取締役、取締役会」、「買収防衛策」については下記のレポートを参照されたい。それ以外の事項については別稿で紹介する予定である。

拙稿「11年6月総会の定款変更（株式・総会・防衛策編）」（2012年1月6日付レポート）

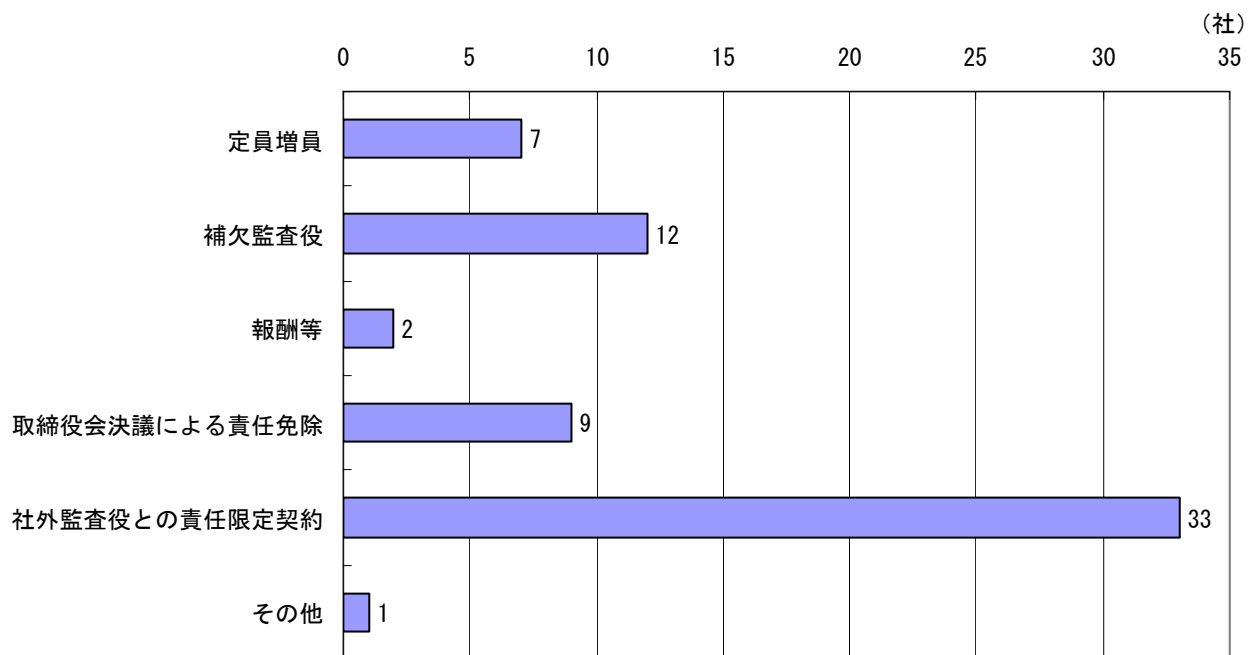
拙稿「11年6月総会の定款変更（取締役・取締役会編）」（2012年1月6日付レポート）

1. 「監査役、監査役会」に関する定款変更の概要

○2011年6月総会での「監査役、監査役会」に関する定款変更は54社で確認できた。昨年も同数（54社）であり、比較的多くの会社が実施していることが分かる。

○具体的には、図表2のような事項について定款変更が行われている。

図表2 2011年6月総会での「監査役、監査役会」に関する定款変更（東証一部内国会社）



（出所）各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○「社外監査役との責任限定契約」の導入を行った会社が最も多く33社（2010年は40社）であった。以下、「補欠監査役」に関する定款変更（12社（同8社））、監査役（社外に限らない）の任務懈怠責任について「取締役会決議による責任免除」を認めるという定款変更（9社（同12社））、監査役の「定員増員」（7社（同9社））となっている。

○以下では、「社外監査役との責任限定契約」、「定員増員」、「補欠監査役」について簡単に説明する。

2. 社外監査役との責任限定契約

○社外監査役は、定款の定めがあることを要件に、会社との間であらかじめ「責任限定契約」を締結

することができる。即ち、社外監査役の任務懈怠責任について、例えば、株主代表訴訟などを通じて損害賠償請求がなされた場合でも、善意でかつ重大な過失がないときは、定款に基づき、損害賠償責任を一定の範囲内（その社外監査役の報酬等の2年分相当額（最低責任限度額）と、定款で定めた額の範囲内であらかじめ会社が定めた額のいずれか高い金額）に限定するという契約を結ぶことができる（会社法 427 条など）。

- 言うまでもなく、「責任限定契約」を締結すれば、社外監査役は、負う可能性のある責任の上限をあらかじめ、確定させておくことが可能となる²。このことにより、その会社の事情に通じていない（独立性のある）者でも、株主代表訴訟等によるリスクを一定の範囲内に限定しておくことで、社外監査役に就任しやすくなる（発行会社サイドから見れば招聘しやすくなる）と考えられている。
- 2011年6月総会で社外監査役との責任限定契約に関する定款変更を行った上場会社は、**33社**であった。これは、昨年水準（40社）は下回ったものの、「監査役、監査役会」に関する定款変更の中で最も多数を占めている。
- なお、33社中32社は、新たに責任限定契約に関する規定を新設している。残りの1社は、社外監査役の責任限定契約に関する規定は既に定めており、その中の社外監査役が負うべき損害賠償責任の限度額に関する規定について改正を行っている（(3)参照）。

(1) 「社外監査役との責任限定契約」の新設と社外監査役の選任

- 社外監査役との責任限定契約に関する規定を新設した **32社中24社については、同じ総会で社外監査役の選任・再任に関する議案を提出**していることが確認できた。そのうち21社については、定款変更議案と（社外）監査役の選任・再任議案がいずれも株主総会の承認を受けた場合には、社外監査役との間で責任限定契約を締結する予定である旨も明らかにしている。
- 加えて、社外監査役との責任限定契約に関する規定を新設した32社中、同じ総会で補欠監査役（監査役就任時には社外監査役となることが予定される者に限る）の選任議案を提出している会社も13社確認できた³。そのうち9社については、定款変更議案と補欠監査役選任議案がいずれも株主総会の承認を受けた場合には、その補欠監査役が（社外）監査役に就任するときに責任限定契約を締結する予定である旨も明らかにしている。
- 社外監査役や補欠監査役の選任・再任を機に、責任限定契約を導入する会社が多いが、その一方、社外監査役や補欠監査役の選任とは関係なく責任限定契約に関する定款変更を実施している会社も存在している。これは東証などによる「独立役員」の設置義務化や、会社法制見直しの中での社外要件を厳格化する議論⁴を受けて、将来、独立性のある人物を社外監査役として招聘しやすくなることを意図したものではないかと思われる。

² 江頭憲治郎「株式会社法 第3版」（有斐閣、2009年）p. 448、497など参照。

³ なお、社外監査役の選任議案がなく、（就任時に社外監査役となることが予定される）補欠監査役の選任議案のみが提出されている会社は3社であった。

⁴ 法制審議会会社法制部会「会社法制の見直しに関する中間試案」（2011年12月、法務省のウェブサイト（<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900107.html>）に掲載されている）。なお、拙稿「会社法制見直し中間試案」（2011年12月12日付レポート）も参照。

(2) 「社外監査役との責任限定契約」の導入理由

- 社外監査役との責任限定契約を導入する理由としては、「期待された役割の発揮」(27社)、「人材の確保」(24社)を挙げる会社が多い。また、社外監査役の「独立性」に言及している会社(3社)も確認できた。

図表3 「社外監査役との責任限定契約」導入の主な理由

- | |
|--|
| <p>①「期待された役割の発揮」……27社 (例)「社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう」(精密機器)</p> <p>②「人材の確保」……24社 (例)「社外監査役の要件を満たす適任の人材が多数ではない社会情勢下において、当社の社外監査役に一層適任の人材を招聘することを今後容易にするため」(電気機器)</p> <p>③「独立性」に言及している事例……3社 (例)「今後も引き続き、独立性や専門性の高い有能な人材を確保するため」(陸運業)</p> |
|--|

(出所) 各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

- なお、「社外監査役との責任限定契約」導入と同時に、監査役(社外に限らない)の任務懈怠責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会決議により損害賠償責任を一定の範囲内に限定できる⁵という定款規定(取締役会決議による責任免除、会社法426条参照)も併せて新設している会社は8社確認できた⁶。
- また、「社外監査役との責任限定契約」と同時に「社外取締役の責任限定契約」も新設している会社は21社確認できた。

(3) 損害賠償責任の限度額

- 責任限定契約によって限定される社外監査役の損害賠償責任の限度額は、会社法上、(その社外監査役の)報酬等の2年分相当額(最低責任限度額)と、定款で定めた額の範囲内で、あらかじめ会社が定めた額のいずれか高い金額とされている。
- つまり、責任限定契約に基づいて社外監査役が負うべき責任の限度額は、原則、報酬等の2年分相当額だが、定款で定める範囲で、これを上回る金額を定めておけば、その負うべき責任の限度額を引き上げることができる。
- 2011年6月総会で社外監査役との責任限定契約を導入した会社(32社)のうち、会社法が定める最低責任限度額(報酬等の2年分相当額)とは別に、定款で負うべき責任の限度額を設定した会社は1社のみであった。具体的な水準は「100万円以上であらかじめ定めた額」とされている。
- また、既存の社外監査役との責任限定契約に関する定款規定を改正し、負うべき責任の限度額とし

⁵ 総株主の議決権の3%以上(定款で引下げ可能)の議決権を有する株主が異議を述べた場合は、免除が認められない(会社法426条5項)。

⁶ 2011年6月総会で「取締役会決議による責任免除」を導入した会社の合計は9社であった(図表2参照)。

て独自に設定した金額を削除し、会社法が定める最低責任限度額（報酬等の2年分相当額）を責任の限度額とする会社も1社確認できた。

3. 監査役の定員増員

○監査役の定員増員を行った会社（7社）は、いずれも定款が定める監査役の定員（上限）を増加している⁷。以下、これらの会社における監査役の定員（上限）増員の内容を検証してみる。

(1) 監査役の定員（上限）増員の理由

○定款変更により監査役の定員（上限）を増加する理由としては、「監査体制の強化」（6社）を挙げる会社が多数を占めた。その他、「独立役員」や「欠員対策」（各1社）に言及する会社も見受けられた。

図表4 監査役の定員（上限）増員の主な理由

①「監査体制の強化」……6社

（例）「監査役の増員による監査機能の強化を図るため」（銀行業）

②「独立役員」に言及する事例……1社

（例）「東京証券取引所からの独立役員確保の要請に対して、当社は社外監査役を1名増員し、独立役員として指定し監査体制の一層の強化・充実を図ることといたしたいと存じます」（電気機器）

③「欠員対策」……1社

（例）「社外監査役の不測の事態により欠員が生じた際の保障として」（機械）（注）

（注）会社法上、監査役会設置会社は「監査役の半数以上は、社外監査役でなければならない」と定められている（会社法335条3項）。

（出所）各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

(2) 監査役の定員（上限）増員数

○監査役の定員（上限）増員の具体的な内容としては、7社中6社が従来の「4名以内」とする規定を「5名以内」に改正している。

○残りの1社は従来の「5名以内」とする規定を「6名以内」としている。

○なお、会社法上、監査役会設置会社における監査役の人数は3名が下限とされている（会社法335条3項）。

(3) 定款変更を受けた監査役の実人数の増加

○前記(2)で見たのは、あくまでも定款上に定められた監査役の定員（上限）の増員である。定員（上限）が増員されたからといって、必ずしも、実際の監査役が、そのとおりに増員されているとは限

⁷ 過去には、定員の下限を引き上げている事例などがあった。

らない。そこで、これらの会社が提出した有価証券報告書や招集通知などに基づいて、実際に監査役の増員が行われたか否かを確認してみた。

- その結果、2011年6月総会で監査役の定員(上限)を増員する定款変更を行った**7社全てにおいて、同時に実際の監査役数についても増加**していることが確認できた。
- これらの会社(7社)における増加後の監査役の人数は、いずれも定款で定める定員(上限)と同じであった。実際に増加した監査役の人数は、いずれも1名(4名⇒5名が6社、5名⇒6名が1社)であった。
- 更に、会社法上、監査役会設置会社は「監査役の半数以上は、社外監査役でなければならない」と定められている(会社法335条3項)。つまり、監査役会設置会社においては、監査役の員数の増加は社外監査役の必要人数にも影響を及ぼすことになる⁸。
- これを踏まえて、社外監査役の人数の増減を確認すると、**7社中5社において社外監査役の人数も増員**していることが確認できた。増加した社外監査役の人数は、いずれも1名(2名⇒3名)であった。

4. 補欠監査役

- 「補欠監査役」とは、任期満了前に退任するなどにより、監査役が欠けた場合や法律・定款上必要な監査役の最低員数を欠いた場合に備えて、あらかじめ株主総会で選任される「補欠」の監査役のことである(会社法329条2項)。
- 2011年6月総会で、「補欠監査役」に関する定款変更を実施した会社は12社であった。これらの会社(12社)全てにおいて、**「補欠監査役の選任の効力」**に関する定款規定が新設されている。そのほか、退任した監査役と補欠監査役とのいわゆる**「任期調整」(6社)**に関する規定を設けている会社もあった⁹。
- まず、「補欠監査役の選任の効力」とは、補欠監査役の選任決議の有効期間を、例えば、「4年」とするものである。
- 監査役を含む役員が欠けた場合などに備えて補欠の役員の選任を株主総会で決議した場合、その選任決議の有効期間は、定款に別段の定めがない限り1年間¹⁰とされている(会社法329条2項、会社法施行規則96条3項)。つまり、原則として、毎年、補欠を選任し直さなければならない。
- 「補欠監査役の選任の効力」に関する定款変更を実施した会社は、こうした補欠監査役の選任を毎年行わなければならないという不便さを避けるという観点から、定款変更により、補欠監査役の選任決議の有効期間の伸長を図っているものと考えられる。

⁸ 例えば、監査役の人数が4名であれば社外監査役の必要人数は2名となる。それが、監査役の人数が5名に増加すれば、社外監査役の必要人数も3名に増加することとなる。

⁹ その他、補欠監査役の選任ができる旨を定める会社が5社、選任決議の定足数などを定める会社が2社確認できた。

¹⁰ 厳密には「決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時まで」と定められている(会社法施行規則96条3項)。

- 次に、退任した監査役と補欠監査役とのいわゆる「任期調整」とは、具体的には、定款上、補欠として選任された監査役の任期を、退任した前任者の任期の満了時までと定めるものである。
- 会社法上の公開会社（株式譲渡制限のない会社）の場合、監査役の任期は選任時から4年¹¹とされている（会社法336条1項）。これは補欠として選任された監査役が、その後、（正）監査役に就任した場合についても同様に、（（正）監査役への就任時ではなく）「補欠」としての選任時から4年と解されている¹²。
- 例えば、2011年6月定時株主総会でA氏が（正）監査役に選任され、2012年6月定時株主総会でB氏が「補欠監査役」に選任された後、2013年6月にAが任期を2年残して退任し、代わって「補欠監査役」であるB氏が（正）監査役に就任したケースを考えてみよう。この場合、（正）監査役としてのB氏の任期は、B氏が補欠監査役として選任された時（2012年6月）から4年（2016年6月定時株主総会まで）が原則ということになる。A氏の残存任期（2015年6月定時株主総会まで）や、B氏が（正）監査役に就任してから4年（2017年6月定時株主総会まで）ということにはならない。
- これが、いわゆる「任期調整」に関する定款規定を設けることで、上記の例で補欠として監査役に就任したB氏の任期を、A氏の残存任期（2015年6月定時株主総会まで）とすることが可能となるのである¹³（会社法336条3項）。

¹¹ 厳密には「選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」とされている。従って定時株主総会の開催時期によっては、「4年」よりも前後することが起こり得る。

¹² 相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔「論点解説 新・会社法」（2006年、商事法務）p.304、p.306など参照。

¹³ なお、逆に、補欠監査役選任時からの任期を延長することになる場合には、この規定の適用は認められないものと解されている（相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔「論点解説 新・会社法」（2006年、商事法務）p.306）。